

茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画

第9期  
いばらき高齢者プラン21  
(案)

令和6年3月

茨城県

<令和6年3月 日>

はじめに

---

## ＜知事あいさつ文＞

今後、作成予定

令和6年3月

茨城県知事 大井川 和彦

# 目 次

## ■ 総 論

第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の趣旨	6
第2節	計画の性格	6
第3節	計画期間	11
第4節	他の計画との調和	11
第5節	高齢者福祉圏の設定	12
第2章	高齢者を取り巻く現状	
第1節	人口構成とその推移	14
1	本県の高齢化の現状	14
2	圏域別・市町村別高齢化の状況	16
第2節	本県高齢者の世帯及び就業状況等	17
1	高齢者世帯の状況	17
2	就業状況	20
3	高齢者の経済状況	20
第3節	受診状況	22
第3章	介護サービスの現況	
第1節	介護保険制度の施行状況	24
1	要支援・要介護認定者の状況	24
2	介護サービスの利用状況	25
3	介護給付費の支払い状況	29
4	第1号被保険者の保険料の状況	30
5	第1号被保険者一人当たり介護給付費等の状況	30
第2節	介護サービスの基盤整備の状況	31
1	第8期プランの進捗状況	31
2	介護保険サービス事業所の整備等の状況	32
第4章	計画期間における高齢者人口等の想定	
第1節	計画期間における被保険者数の見込み	33
第2節	要支援・要介護認定者数の見込み	34
第3節	介護サービス利用者数の見込み	39
第5章	第9期プランの政策目標と施策	
第1節	政策目標	44
第2節	施策の柱と主な取組み	45
第3節	第9期プランにおける施策	46

## ■各 論

### 第1編 数値目標

#### 第1章 介護給付等対象サービスの目標

第1節	介護給付サービス及び介護予防サービスの利用見込み、整備目標等	56
1	居宅介護支援・介護予防支援	56
2	居宅サービス	57
3	地域密着型サービス	71
4	施設サービス	78
第2節	介護保険事業費の見込み	81

#### 第2章 地域支援事業の見込量等

84

#### 第3章 第9期プラン施策における数値目標一覧

86

### 第2編 計画の推進

#### 第1章 計画推進における各機関の役割

第1節	行政の役割	90
第2節	関係機関・団体の役割	92
第3節	県民の役割	92

#### 第2章 計画の推進体制

93

## ■資料

95

いばらき高齢者プラン 21 推進委員会設置要項	96
「第9期いばらき高齢者プラン 21」策定経過	98
県内の地域包括支援センター一覧	99

(裏面)

# 総論

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中にあつて、今後、我が国の高齢化はますます進行し、併せて総人口の減少も進むことが見込まれています。

また、一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれ、生活面や福祉面などで様々な課題が生じ、性別や地域などによっても異なる対応を求められるようになっていきます。

さらに、地域コミュニティの希薄化、長寿化に伴う資産・健康面の維持など、新たな課題も生じてきており、これまでの我が国の社会モデルが今後もそのまま有効である保証はなく、10年、20年先の風景を見据えて持続可能な高齢社会を作っていくことが重要な課題となっています。

この計画は、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていきけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、茨城県の特性を踏まえ、本格的な超高齢社会に的確に対応していくために、本県が目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにするために策定するものです。

## 第2節 計画の性格

### 1 老人福祉法と介護保険法に基づく法定計画

「いばらき高齢者プラン21」とは、老人福祉法に基づく「茨城県高齢者福祉計画」と、介護保険法に基づく「茨城県介護保険事業支援計画」の総称です。

- 「茨城県高齢者福祉計画」：老人福祉法第20条の9第1項
- 「茨城県介護保険事業支援計画」：介護保険法第118条第1項

### 2 市町村計画の円滑な推進を支援する計画

この計画は、市町村が策定する老人福祉計画や介護保険事業計画との整合を図りつつ、市町村による取り組みを広域性・専門性の観点から支援する性格を持っています。

### 3 「団塊の世代」全てが75歳を迎える令和7(2025)年や、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、重点的に取り組むべき施策を本格化させる計画

「団塊の世代\*1」全てが75歳以上となる令和7年や、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、県独自の「茨城型地域包括ケアシステム」の概念を、地域の実情に応じて、中長期的な視点に立って推進すべき施策を本格化させるものです。

### 4 超高齢社会に対応するための総合的な計画

この計画では、高齢者のみならず壮年期(40~64歳\*2)からの健康づくり等も対象とするほか、介護保険対象外の高齢者福祉サービスや生涯学習、就労、まちづくりなど、超高齢社会に対応していくための総合的な施策を明らかにしています。

\*1 団塊の世代：昭和22年から昭和24年にかけて生まれた人口集団のことを指す。出生数は約800万人で、H29.10.1現在の県内の団塊の世代人口は、県人口の約5.2%にあたる約14万8千人。

\*2：生活習慣病予防を目的として実施される「特定健康診査」の対象者が40~74歳であることや、介護保険制度上、特定疾患に該当する場合には第2号被保険者(40歳以上65歳未満)も要介護認定が受けられること等から、「壮年期からの健康づくり」も対象にする。  
また、「人生100年時代」に対応するため、生涯教育・就労などについても、記載するものです。

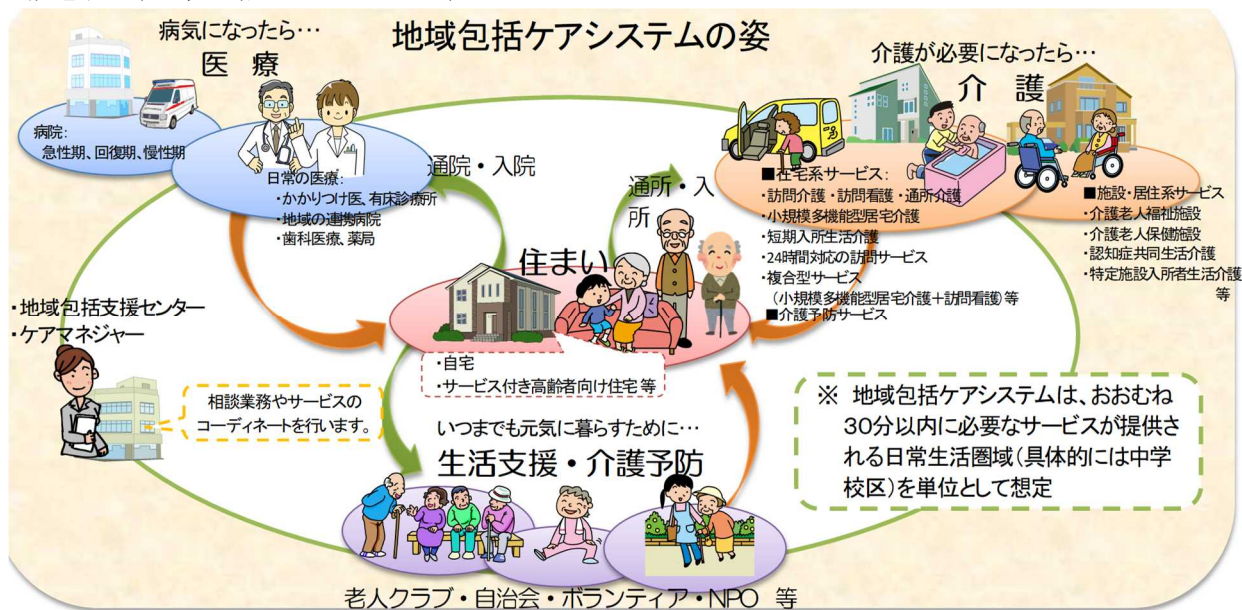
<参考>

「地域包括ケアシステム」について

【現状】

国では、団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを目指し、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される社会の仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

○概念図（地域包括ケアシステム）



県内においては、地域包括ケアシステム深化・推進のため、市町村や地域包括支援センター（令和 5 年 4 月 1 日現在、44 市町村 92 か所）が中心となり、地域ケア会議の開催や生活支援体制整備事業等に取り組んでいます。

地域ケア会議は、多職種の連携・協働により高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を推進するために、県内全市町村で開催されています。地域ケア会議には、市町村職員だけでなく、多くの医療従事者や介護支援専門員、介護サービス事業所職員等の介護・福祉専門職、民生委員を含む住民等が参加し、地域包括ケアシステムの深化・推進による、地域住民の安心・安全と QOL 向上に共に取り組んでいます。

また、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する生活支援体制整備についても、各市町村で取組が進められています。

本県においては、平成 6（1994）年度より、高齢者に限らずすべての要援護者を対象に、保健・医療・福祉等の関係者が一体となってサービスを提供するための体制を「茨城型地域包括ケアシステム」として国に先駆けて推進してきました。

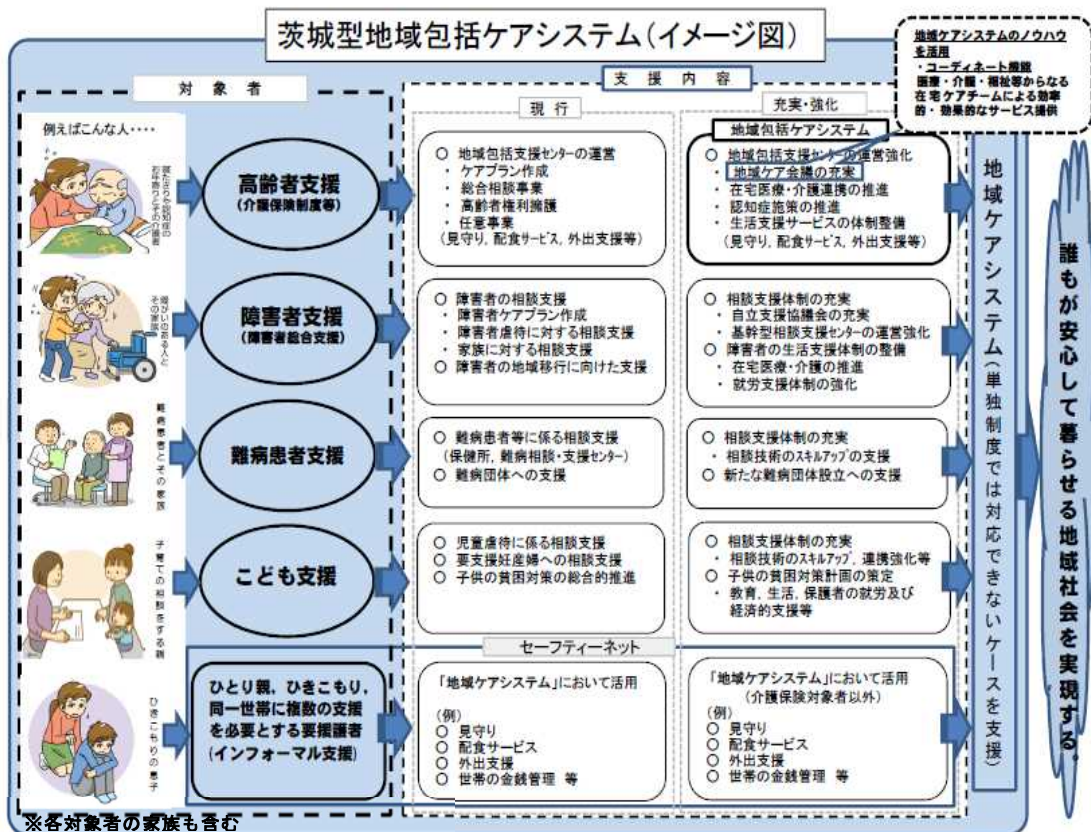


【課題】

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた社会基盤の整備を担う市町村においては、地域ケア会議で多職種連携・協働により個別の困難事例の検討から地域課題を把握し、地域の実情に応じて取り組むことが重要です。

また、今後の高齢者の増加と高齢者を支える担い手の減少に備え、引き続き高齢者が元気に暮らすための介護予防の推進や、住民が支え手となり地域で支え合う体制整備が必要です。地域の支え合いの体制づくりにおいては、住民が自分のこととして地域における自助・互助の必要性を認識することや、生活支援体制整備事業や支援の調整役である生活支援コーディネーターについて住民への周知を図ることも必要です。

○概念図（茨城型地域包括ケアシステム）



【今後の方向性】

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に係る市町村支援

県においては、市町村が地域の実情に応じて、多職種で連携し取り組んでいる地域包括ケアシステムの深化・推進について、市町村担当者や地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等への研修による資質向上に取り組みます。また、市町村担当者間の意見交換・情報交換の場を設けることにより、市町村の取組を後押しします。

(2) 地域包括ケアシステムの推進に携わる多職種連携支援

多様な専門職種の連携・協働と住民の主体的な取組の更なる推進のため、職能団体との連携や県民への地域包括ケアシステムの啓発について、茨城県地域包括ケア推進センターと連携し更なる充実を図ります。

また、高齢者は、近年増加している災害時において避難等に困難を抱える災害弱者になりやすいため、介護支援専門員等地域包括ケアシステムの推進を担う専門職に対する資質向上支援により、市町村の要援護者等の個別避難計画の実践において適切な災害ケアマネジメントを推進します。

(3) 茨城型地域包括ケアシステムの深化・推進

今後もこれまで「茨城型地域包括ケアシステム」で築いてきたネットワークを活用し、高齢者・障害者・難病患者等とその家族を包含して支援するシステムを推進します。

「地域共生社会」の実現について

○内 容

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。(前述)

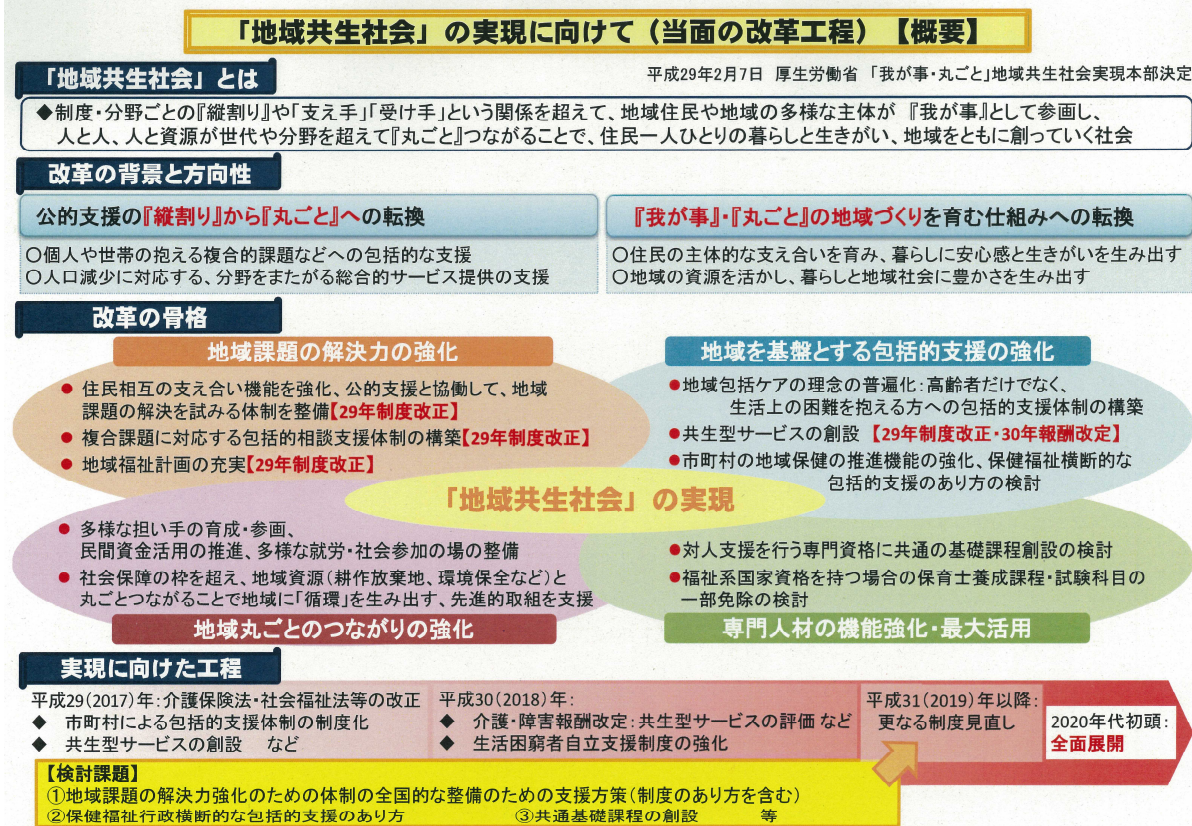
(H29. 2. 7 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部)

厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けて、

- (1) 「地域課題の解決力の強化」
- (2) 「地域丸ごとのつながりの強化」
- (3) 「地域を基盤とする包括的支援の強化」
- (4) 「専門人材の機能強化・最大活用」 の4つの柱を掲げています。

このうち、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」については、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者やこどもなど生活上の困難を抱える方が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することとしています。

○概念図



○「茨城型地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」の関係

本県の「茨城型地域包括ケアシステム」は、高齢者のみならず、障害者やこどもなどの要援護者すべてを対象としていることや包括的な相談支援体制を構築することなどの点で、「地域共生社会」の考え方を先取りしたものです。

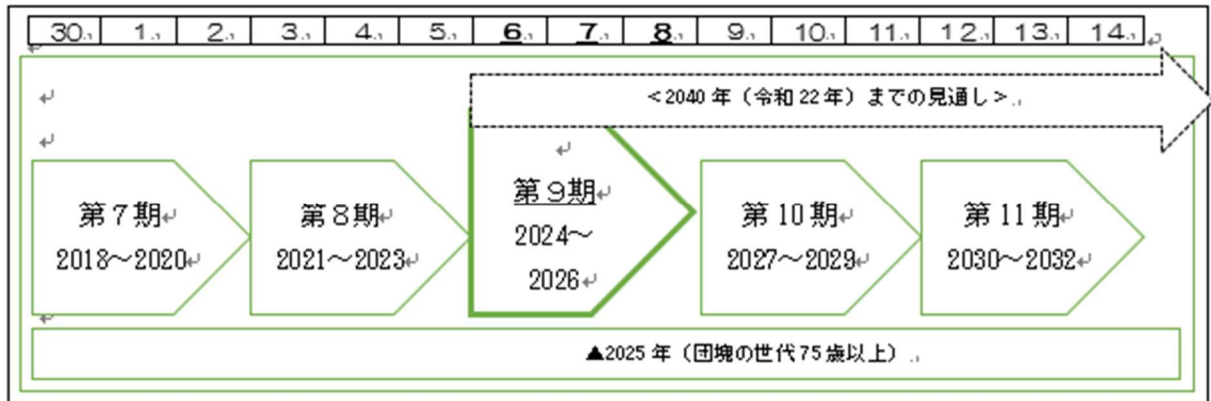
### 第3節 計画期間

いばらき高齢者プラン21は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、3年ごとに策定することとしています。

従って、第9期プランの計画期間は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3ヶ年間となります。

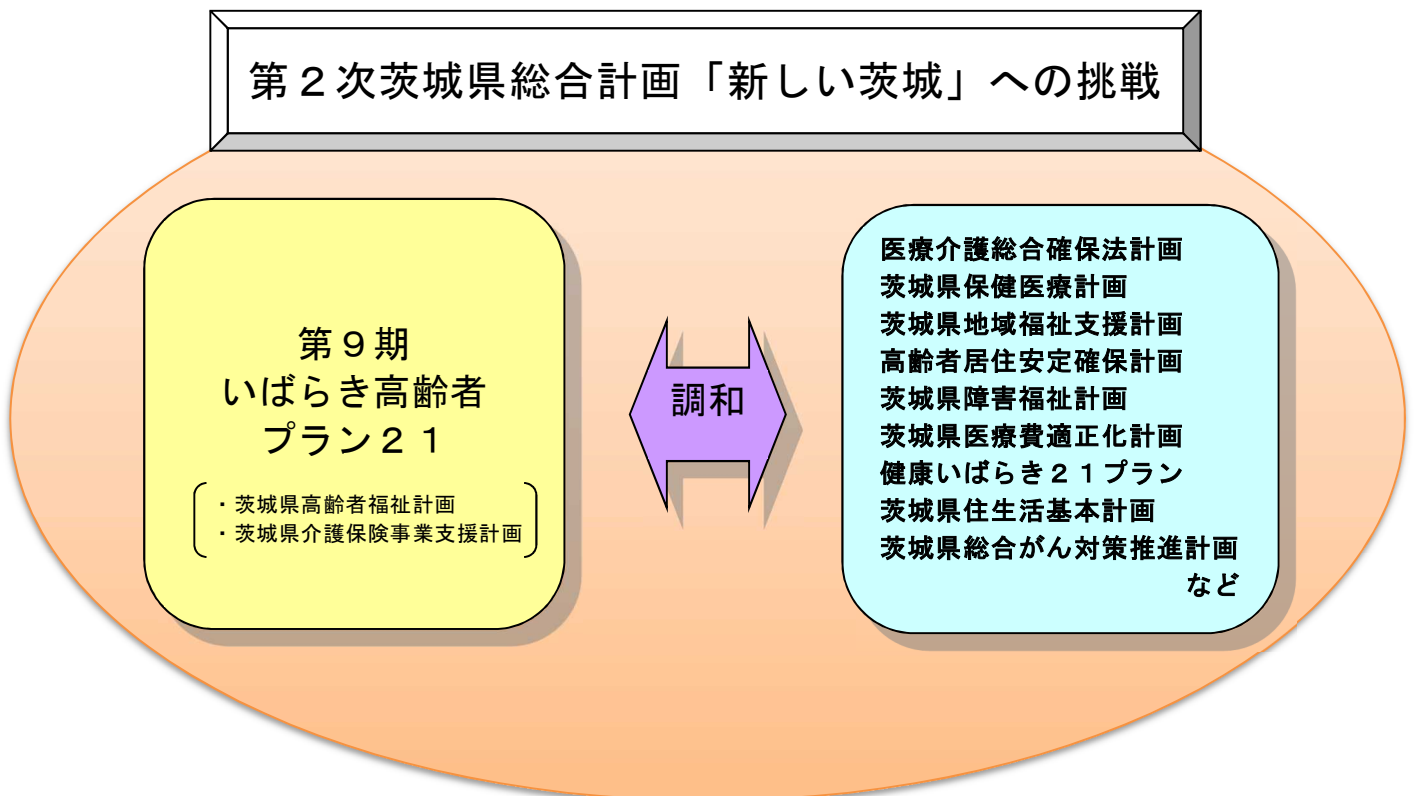
※ 第9期プランについても、第8期プランから引き続き、2040年を見据えた計画としています。

健康寿命や平均寿命の伸びにより2040年に高齢者となった男性の約4割が90歳まで、女性の2割が100歳まで生存すると推計されています。そのため、本プランは、2040年に向けた視点も持つ計画としています。



### 第4節 他の計画との調和

いばらき高齢者プラン21は、県政運営の指針である「茨城県総合計画※」の部門別計画として位置づけられるものであり、また、高齢者保健福祉等の推進に関する事項を定める他の計画と調和が保たれるよう配慮しています。



## 第5節 高齢者福祉圏の設定

高齢者福祉・介護サービスの提供を効率的かつ合理的に推進するためには、市町村域を超えた広域的な観点からの調整が必要です。

このため、老人福祉法及び介護保険法に基づく「高齢者福祉圏」を設定し、圏域ごとに施設整備や介護サービス等の見込みを定めることとしています。

この高齢者福祉圏は、福祉と保健・医療の連携を図りながら、高齢者の生活実態に応じた総合的サービスが提供できるよう、茨城県保健医療計画（第8次）の二次保健医療圏と一致するよう設定しています。

高齢者福祉圏域名	圏域内市町村
水戸福祉圏	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
日立福祉圏	日立市、高萩市、北茨城市
常陸太田・ひたちなか福祉圏	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
鹿行福祉圏	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦福祉圏	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば福祉圏	つくば市、常総市、つくばみらい市
取手・竜ヶ崎福祉圏	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西・下妻福祉圏	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河・坂東福祉圏	古河市、坂東市、五霞町、境町

# 高齢者福祉圏

